

# 福山市物品及び役務の発注における障がい者支援施設等に準ずる者の認定事務運用基準

2013年(平成25年)12月27日制定

## 1 趣旨

この基準は、地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号。以下「省令」という。）第12条の2の3第1項の規定に基づき、「福山市における特定随意契約の手続に関する要綱」（以下「要綱」という。）第3条第1項第1号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく施設（以下「障がい者支援施設等」という。）のほか、「障がい者支援施設等に準ずる者」の認定について必要な事項を定めるものとする。

## 2 障がい者支援施設等に準ずる者の認定

市長は、次の各号のいずれにも該当するものを、障がい者支援施設等に準ずる者として認定する。

- (1) 障がい者支援施設等と同様、実態として障がい者の工賃の充実、就労機会の確保等の事業を行っている者であって、その活動が全市的な取り組みであること。
- (2) 定款に障がい者支援施設等において製作された物品及び提供される役務に関する受注及びその調整等を行う旨が明記してあること。
- (3) 法人格を有する団体であって、主たる事務所の所在が市内にあること。
- (4) 法人の設立の趣旨及びその活動内容が営利を目的としていないこと。

## 3 認定の申請

障がい者支援施設等に準ずる者の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、物品及び役務の発注における障がい者支援施設等に準ずる者の認定申請書に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

## 4 審査及びその結果の通知

- (1) 市長は、認定の申請があったときは、省令第12条の2の3第3項に基づき、書面により2人以上の学識経験を有する者の意見を聴き、認定の可否について審査を行うものとする。
- (2) 市長は、前項の審査結果を、物品及び役務の発注における障がい者支援施設等に準ずる者認定審査結果通知書により、速やかに当該申請した者に通知するものとする。  
なお、審査の結果、認定ができない場合は、理由を記載するものとする。
- (3) 市長は、審査の結果、認定をした場合は、要綱第3条に規定する特定随意契約対象者名簿（以下「名簿」という。）に記載するものとする。

## 5 変更の届出

認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、次に掲げる事項に変更等が生じたときは、10日以内に物品及び役務の発注における障がい者支援施設等に準ずる者認定内容変更（事業廃止）届（以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

なお、市長は、変更届を受理した場合は、名簿の記載内容を変更するものとする。

- (1) 名称、所在地又は代表者名
- (2) 連絡先（電話番号、ファックス番号、メールアドレス）
- (3) 物品又は役務に係る内容
- (4) 事業を廃止又は廃止することが決定したとき。

## 6 認定の取消し

市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、その者を名簿から削除するとともに、その旨を書面で通知するものとする。

- (1) 2に規定する各号のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

## 7 実地調査

市長は、必要があるときは、認定者に対して、申請書等に記載されている内容について、実地調査を行うことができる。

## 8 主管

この基準に定める事務は、保健福祉局福祉部障がい福祉課が主管する。

## 附 則

この基準は、2013年（平成25年）12月27日から施行する。